

テーマを見て、「講習会に参加したけど忘れてしまった・・・」

「うちには関係ない！」そう思われた方、必読!

消費税「軽減税率制度」 導入と検討課題

～軽減税率導入が直前に迫ってきた今、何をすべきか！～

令和元年10月より消費税の軽減税率制度が実施されます。同制度は、全ての事業者の方に関係がある制度であり、今から2ヵ月以内に導入されることとなります。

前年、前々年と同講習会を開催しましたが、昨年11月より軽減税率制度の「Q&A集」が5回改定され、新たな方針が国より示されております。

関係ないと少しでも思われた方、別紙をご覧ください!

いかがでしょうか?御社には無関係でしたでしょうか。速やかに理解を深め対策を講じないと、更に対応、準備期間が短くなってしまいます。

特に商業、建設業の皆様は必講です。代表者様はもちろんのこと、経理担当者様、1事業所複数参加もお受け致します。

ご好評により前年度も満員御礼でございました。本年度も先着順でのお申込みとなりますので、定員超過の場合はキャンセル待ちとさせていただきます。予めご了承下さい。

講座概要

令和元年

日時 9月17日(火)

午後2時～午後4時

会場 ひのでグリーンプラザ内

定員 20名(先着順)

*定員超過の場合、キャンセル待ちとなります。

費用 無料(※テキスト代等込)

講師 税理士

もりとみ てつお
守富 哲夫 氏

主催 日の出町商工会

講師紹介



税理士

もり とみ てつ お
守富 哲夫 氏

※本講座は先着受付となっております。参加を希望される方はお早めに申してください。
※筆記用具、計算機をご持参ください。
※なお、服装は私服で構いません。ラクな格好でお越しください。

東京国税局調査部統括官、鳴門税務署長、東京国税不服審判所審判官、相模原税務署長を経て、現在、青梅市内で税理士事務所を開業。企業や個人事業者の決算、申告業務の外、青梅法人会等で講演会講師、西多摩地域等の各小学校・中学校・高校の租税教室講師を務めている。

裏面の申込書により
申し込みください

日の出町商工会

〒190-0182 西多摩郡日の出町平井 3231-1 担当:松元

TEL. 042-597-0270

FAX. 042-597-4424

日の出町商工会 行
FAX : 042-597-4424

9 月 17 日 (火) 開催

消費税「軽減税率制度」
導入と検討課題 講習会

参加申込書

| | |
|----------------------|---|
| 事業所名 | |
| 参加者名 | |
| 所在地 | 〒 |
| 電話・携帯 (日中繋がる) | |
| <u>F A X</u> (必須) | |

- ※1 受け付け確認のご連絡をさせていただきますので、FAX番号のご記入をお願いします。
※2 ご記載の情報は、本事業以外には使用いたしません。

| |
|--------|
| 事務局受付欄 |
| |

「軽減税率制度」導入と検討課題

～軽減税率導入が直前に迫ってきた今、何をすべきか！～

1 軽減税率制度の導入

令和元年10月1日から軽減税率制度が導入。複数税率が導入されるため、請求書と領収書に軽減税率の適用品目を明示する必要がある。

2 軽減税率制度の導入で何が変わるのか

消費税率はどう変わるのか

課税仕入れに係る消費税の控除要件とは

登録番号の導入（適格請求書 発行事業者 登録制度）

登録番号の影響は

「請求書」「領収書」の記載方法と帳簿記載方法の複雑化

3 登録番号の導入（適格請求書 発行事業者 登録制度）

現行：塘路番号不要 → 改正後：必要な場合有

4 免税事業者の取り扱い

免税事業者からの仕入れは課税仕入の対象にならない（経過措置は下記のとおり）

令和元年10月1日～令和5年9月30日 全額控除

令和5年10月1日～令和8年9月30日 80%控除

令和8年10月1日～令和11年9月30日 50%控除

令和11年10月1日～ 控除額なし

4 軽減税率制度実施後の税額計算（その1）

(1) 売上税額の計算の特例（簡便計算） (2) 仕入税額の計算の特例（簡便計算）

イ 小売等軽減税率制度仕入割合の特例 イ 小売等軽減割合の特例

ロ 10営業日基準の特例 ロ 簡易課税制度の届け出の特例

ハ 50 / 100の特例 ハ 簡易課税制度を準用する特例

5 軽減税率制度実施後の税額計算（その2）

適格請求書等保存方式における請求書記載

適格の条件

積み上げ計算と割り戻し計算

6 今、何をすべきか。 直前の今、準備すべきことを整理し・実行する必要がある